

4章 関連既定計画における取組方針

1 上位計画

(1) 第5期 恵庭市総合計画

計画期間	平成28年度～平成37年度
策定目的	市民、議会及び市が、協働と役割分担のもと、長期的な視点と展望を持ち、めざすべき共通の将来像をイメージして、その実現に向けてまちづくりを進めていくための計画として策定する。
計画目標	<p>＜将来都市像＞花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ</p> <p>＜基本目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による市民のためのまち ・誰もが健康で安心安全に暮らせるまち ・希望と活力に満ちたまち ・人が育ち文化育むまち ・地域資源・都市基盤を活かしたまち
住宅関連 個別施策	<p>＜誰もが健康で安心安全に暮らせるまち＞</p> <p>○災害に強い地域防災力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵庭市耐震改修促進計画を見直し、住宅耐震化に向け、助成制度を活用した改修促進に努める。 <p>＜希望と活力に満ちたまち＞</p> <p>○来てみたいまち 住んでみたいまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住の促進に向けた、各種事業・関係機関との連携 ・幅広い居住環境の整備 <p>○地域で育む子育て環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所づくりに向け、子どもの集う場所の整備 <p>＜地域資源・都市基盤を活かすまち＞</p> <p>○地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色を活かした市街地整備と、安全安心な都市機能の整備を推進する。 ・恵庭駅については、利便性を生かした都市機能集約と都市基盤整備を推進し、安全安心に暮らせる、駅を中心としたコンパクトなまちづくりを進める。 ・島松駅周辺については、駅周辺のバリアフリー化、都市機能の集約を図り、「人にやさしいまち島松」（都市計画マスターplan）をめざす。 <p>○水と緑豊かな生活空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵庭の恵まれた自然環境、水資源、景観を活かした生活環境を維持していくため、適正な整備、維持管理と、今後それを守っていく景観形成の体制づくりを推進する。 ・公園等について、老朽化した施設の計画的な更新・修繕事業を行う。 ・河川は、親水空間としての整備を進めていく。 <p>○住み続けたくなるまちづくり 住まいづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震性能向上（地震に強い住宅づくり）、環境にやさしい住宅の普及、住宅の流通促進、多様な世帯に対応した新規の住宅流通支援（高齢者・子育て・リフォームなど）などに向けた、民間住宅施策の推進 ・恵庭市公営住宅等長寿命化計画の推進と見直しによる、公営住宅の適切な維持管理 ・「わかりやすいまちづくり」に向けた住居表示の推進・公共施設誘導標識の整備

(2) 恵庭市公共施設等総合管理計画

計画期間	平成 28 年度～平成 57 年度
計画の位置づけ	国が定めたインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置づけられ、市における公共施設等のあり方を示すものである。
基本方針・目標	<p>＜基本方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設総量の削減・抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・機能維持を主眼とした統廃合の推進 ・公共施設管理等の総合管理の一元化 <p>＜公共施設削減率＞11%</p>
住宅関連施策	<p>＜公共施設（建物）の基本的な考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用途の廃止による削減 ○市民生活に影響の少ない公共施設から削減、統廃合に着手 ○老朽化した公共施設の削減、抑制、統廃合 <p>老朽化が進んだ公共施設は、他施設への統合、もしくは、周辺施設機能を集約させた複合化を検討の上、施設統廃合に努める。</p> ○施設機能複合化や施設転用による施設総量の抑制 <p>老朽化及び利用率の低い施設は、機能の集約化や複合化を行う。</p> ○長寿命化計画などとの整合 ○統廃合の区域 <p>＜統廃合後の遊休地、未利用地＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休地や未利用地については、できるだけ売却を行うことで、民間活力を導入する。

(3) 恵庭市住生活基本計画（平成 29 年 2 月 素案）

計画期間	平成 29 年度～平成 38 年度
策定目的	前計画である恵庭市住宅政策基本計画の計画期間が平成 28 年度で満了することに伴い、その進捗状況及び効果を検証するとともに、国や北海道の動向を踏まえつつ、今後の社会経済情勢の変化に対応した、新たな住宅施策を展開するために策定する。
計画目標	<p>＜基本理念＞花と水と緑に彩られ 夢ふくらむ 住まい・住環境づくり</p> <p>＜基本目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【暮らし】多様な世帯が住み続けたくなる住まい・住環境づくり ・【安全安心】すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり ・【活性化】地域・住宅関連産業の活性化に貢献する住まい・住環境づくり
住宅施策	<p>＜多様な世帯が住み続けたくなる住まい・住環境づくり＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てを支援する住まい・住環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が安心できる住環境の整備 ・三世代同居・近居の促進 ○高齢者・障がい者等が安心して暮らせる住まい・住環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け賃貸住宅等の普及促進 ・高齢者・障がい者等の住宅改修費用の助成 ・高齢者への在宅支援 ・高齢者の住まいに係る情報発信・相談体制の充実 ・恵庭版 CCRC の検討 ・バリアフリーのまちづくりの推進 ○移住・定住の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・移住相談の充実による移住支援 ・住宅地の整備・供給促進 ○住宅相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅相談窓口の充実・各窓口の連携

住宅施策 (つづき)	<p><すべての人が安全安心に暮らせる住まい・住環境づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ○質の高い住まいづくり <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い住宅の普及促進 ・省エネルギー住宅の普及促進 ・住宅リフォーム等の促進 ・既存住宅の適正な維持管理の促進 ○災害に強い住まい・住環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修等の支援 ・災害に強い住環境づくり ○空き家等対策の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・放置空家の発生抑制 ・空き家解体への支援 ○計画的な市営住宅の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の計画的な整備推進 ・入居者の適正な管理 <p><地域・住宅関連産業の活性化に貢献する住まい・住環境づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住み替えを促進する支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住み替えの促進 ・良質な住宅を取得できる環境の整備 ○魅力ある住環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・花のまちづくりの推進 ・魅力ある住宅地景観の形成 ・市営住宅建替えに併せた地域拠点施設の併設 ○住宅関連産業の活性化を促す支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力導入の推進 ・技術者の技術力向上
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○リフォーム等住宅総合相談窓口の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅総合相談窓口の設置検討 ・住宅リフォーム相談窓口の整備 ・性能向上リフォームの普及促進 ○耐震診断・改修等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修費用の助成 ・耐震改修促進計画と連携した耐震化の普及 ○民間住宅有効活用・流動化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き民間賃貸住宅を活用した住宅循環システムの検討 ・既存住宅を活用した家賃補助制度等導入の検討 ○計画的な市営住宅の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けた適正な管理戸数の維持 ・柏陽団地建替事業の推進 ・PPP/PFI等による効果的・効率的な市営住宅建替事業の展開

2 関連計画

(1) まちづくり関連計画

a. 恵庭市人口ビジョン

対象期間	平成 72 年
目的	まち・ひと・しごと創生の実現に向けて、効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となることを認識し、策定した。
将来人口	平成 52 年：65,435 人 平成 72 年：57,859 人
将来の方向性	<ul style="list-style-type: none">・人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり・安全安心に住み続けたくなるまちづくり・恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり・希望を持って子育てしたくなるまちづくり

b. 恵庭市総合戦略（平成 28 年 12 月改定）

計画期間	平成 27 年度～平成 31 年度
目的	恵庭市が次世代に向けて更なる発展を遂げ、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちをつくり、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても高い持続性を確保するため、短・中期的に取り組むべき施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。
住宅関連施策	<p>＜人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり＞</p> <p>○多世代交流の推進</p> <p>　子どもから高齢者まで多機能施設による交流、「居場所」の創設を推進し、コミュニティの維持、増進に努める。</p> <ul style="list-style-type: none">・多世代交流推進事業（公共施設の利活用、歩くまちづくり）・ガーデンデザインプロジェクトの推進 <p>○駅周辺の賑わいづくり</p> <p>　3駅を中心としたコンパクトシティを目指し、少子高齢化社会に対応した機能の集約、確保、充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・エリアマネジメントの推進（地域デザイン）・商店街活性化事業・エリアマネジメントの推進（地域デザイン）・駅周辺再整備事業・土地利用促進による都市機能集約 <p>○公共施設マネジメント</p> <p>　公共施設の機能を維持し、統廃合・複合化により時代に合った適正な管理コスト、多世代交流機能、遊休地による民間宅地供給を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">・公共施設等再編（インフラ含む）・公有地有効活用（住宅地等供給促進） <p>○OPFI・PPP の推進</p> <p>＜安全安心に住み続けたくなるまちづくり＞</p> <p>○住宅政策の推進</p> <p>　既存住宅の流通を図り、リフォームや耐震化を図り、住み替えや住宅の流動化を関係機関とも連携しながら促進する。</p> <ul style="list-style-type: none">・既存住宅有効活用・流動化事業・耐震化リフォーム推進事業の充実・住み替え促進事業・3世代住宅の推進・民間未利用地宅地開発等の促進

住宅関連 施策 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅防火対策の推進 <恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり> ○地域資源活用観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ・花のまちづくりプラン推進（恵庭市公共施設花づくり指針等の推進、ガーデンデザインプロジェクトの推進によるまちのイメージ向上） ○地域エネルギー有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型住宅の推進（スマートハウス、高気密高断熱街区形成事業） ○移住定住促進 <p>暮らしや子育て環境を整えるため、移住定住者の必要とする情報を提供し、条件やニーズに応え、移住の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み替え促進事業（住み替えセミナーによる戸建て住宅等の供給促進、高齢者の住み替え、リフォーム等の推進） ・移住者促進事業（雇用情報・賃貸住宅情報等一括提供事業） ・土地利用促進による宅地供給促進 ・生涯活躍のまち（日本版CCRC）の検討
------------------------------	--

c. 恵庭市都市計画マスターplan（平成23年度版）

計画期間	平成12～32年度
目的	都市の将来像を明らかにすると共に、市全体及び地域別での土地利用や都市計画の方針を示し、恵庭市における都市づくりの総合的な指針を定める。
目標	<p><基本理念>水・緑・花に溢れ、安全安心に暮らせるコンパクトな生活都市</p> <p><まちづくりの基本方針> • JR3駅周辺を中心とした「集約型都市構造」の形成 • 「歩いて暮らせるまちづくり」の推進 </p>
住宅関連 施策	<p><土地利用方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・商業業務地内の住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な都市機能と複合した利便性の高い住宅地の形成を図る。公共公益施設の整備や住宅の更新などに合わせ高度利用を促進し、市街地環境の改善を図る。 ・一般住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な商業施設や公共公益施設などが適切に配置された、低・中層住宅を主体の利便性のよい落ち着きのある住宅地を目指す。 ・都市基盤施設が未整備のまま土地利用が進んだ地域は、これらの施設の整備を進め、住環境の改善を図る。 ・恵央団地は、今後も隣接する茂漁川や公園などの水と緑を生かした良好な住環境を形成する団地として建替えを推進する。 ・専用住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・恵み野地区、美咲野地区、黄金地区などは、今後も低層専用住宅を主体としたゆとりある良好な住環境の維持・向上を図る。 ○優良田園住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・中央地区の旧苗圃跡地は「優良田園住宅建設区域」とし、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針や地区計画等を活用し、田園居住環境整備を行う。 <p><景観形成の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観ゾーン

住宅関連 施策 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・農村景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・農村景観の保全、形成を推進し、農村景観づくりを進める。 ・都市景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路やまだ行き届いていないエリアの景観づくりを進め、個性が溢れる街並みをつくる。 <p><防災まちづくり方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃・耐震化 <p>公共公益施設の耐震化を推進すると共に、一般住宅についても改築等に合わせ建物の不燃・耐震化を促進する。</p>
------------------------------	---

d. 第6次恵庭市行政改革推進方針

策定	平成 28~32 年度
行政改革 の方向性	行政は大胆な改革を行うとともに、事業における市民サービスの提供主体の検討を行い、市民ニーズを適切に実施できる体制づくり、市民とともに歩むまちづくりをさらに推進する必要がある。
目標	<p><目標>持続可能なまちづくりのための行政経営の実現</p> <p><大綱の3本柱></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価による事務事業の大胆な見直し <ul style="list-style-type: none"> ・民間活力の活用（PPP の推進） ・公共施設の有効活用（公共施設マネジメント）
住宅関連 施策	<p><PPP の更なる推進に向けた体制の構築と事業化の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ○PPP 対象事業選定のための事業洗い出し ○PPP の手法による事業化の検討と実施手順の策定 ○PPP の手法により事業化した事業の検証と改善に向けた取組 <p><公共施設等総合管理計画に基づく着実なマネジメントの実施と検証></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の統廃合の検討 ○施設の除却検討・実施 ○公有地の有効活用と適切な処分

e. 恵庭市景観形成基本計画

策定	平成 19 年度
目的	美しいまちづくりを進めるため、市民が共有できる将来像を描く。
目標	<p><理念>だれもが「子どもを健やかに育つまち」・「高齢者が安心して暮らせるまち」を実感できるよう、まちの景観をとのえましょう。</p> <p><具体的目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民主体の景観づくりを定着させましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然の理にかなった景観を残していきましょう。 ・恵庭らしさが感じられる景観をつくりましょう。 ・恵庭に暮らす安心感や楽しさを感じられる景観をつくりましょう。
住宅関連 施策	<p><自然の理にかなった景観を残していきましょう></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然の魅力を子どもたちに伝えます <ul style="list-style-type: none"> ・花や緑を活かしたまちづくりの継続 <p><恵庭らしさが感じられる景観をつくりましょう></p> <ul style="list-style-type: none"> ○恵庭のシンボル「恵庭岳」を活かします

住宅関連 施策 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○花のまち惠庭をよりレベルアップします ○惠庭らしい個性化をはかります <ul style="list-style-type: none"> ・地場産材の活用 <p><惠庭に暮らす安心感や楽しさを感じられる景観をつくりましょう></p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩いて楽しいまちをつくります <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルなまちづくり ○暮らしの起・終点を美しくします <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・事業所の修景 <p><景観の方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ○農村景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・農業にプラスになるように、都市と農村の交流の場づくりと景観づくりを進める。 ○都市景観ゾーン <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路やまだ行き届いていないエリアの景観づくりを進め、惠庭の個性があふれる街並をつくる。
------------------------------	--

(2) 住宅・建築物関連計画

a. 恵庭市耐震改修促進計画

計画期間	平成 22 年度～平成 27 年度
目的	恵庭市内の住宅及び建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修を計画的に促進することにより、今後予想される地震災害に対して市民の生命及び財産を守ることを目的として策定する。
目標	<p>【住宅】耐震化率 90%</p> <p>【多数の者が利用する建築物】耐震化率 90%</p>
住宅関連 施策	<p><耐震化を促進するための環境整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断及び耐震改修等の相談体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・安心して相談できる環境の整備 ○耐震化促進のための所有者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断・改修費用の助成 ・税制上の優遇制度の情報提供 ・木造戸建住宅の簡易耐震診断の実施 ○地震時の総合的な建築物の安全対策 <p><耐震化を促進するための啓発や知識の普及></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般向けセミナー等の開催 ・リフォームにあわせた耐震改修の普及啓発

(3) 環境関連計画

a. 第2次恵庭市環境基本計画

計画期間	平成 24 年度～平成 33 年度						
目的	新たな課題や情勢の変化に対応するとともに、「第4期恵庭市総合計画 後期基本計画」を踏まえた環境保全の取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために策定する。						
基本目標	<p>＜望ましい環境像＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然と共生し、継承していくまち ・快適で、心の豊かさをはぐくむまち ・安全で安心してくらせるまち ・地域から地球へ、みんなで地球を大切にするまち ・限りある資源を大切にし、循環に取組むまち ・みんなが環境について学び、一体となるまち <p>＜基本目標＞</p> <table border="0"> <tr> <td>・自然環境：自然との共生</td> <td>・生活環境：安全・安心な地域環境</td> </tr> <tr> <td>・地球環境：地球温暖化対策の推進</td> <td>・循環：循環型社会の形成</td> </tr> <tr> <td>・協働：情報提供・担い手づくり</td> <td></td> </tr> </table>	・自然環境：自然との共生	・生活環境：安全・安心な地域環境	・地球環境：地球温暖化対策の推進	・循環：循環型社会の形成	・協働：情報提供・担い手づくり	
・自然環境：自然との共生	・生活環境：安全・安心な地域環境						
・地球環境：地球温暖化対策の推進	・循環：循環型社会の形成						
・協働：情報提供・担い手づくり							
住宅関連 施策	<p>＜自然との共生＞</p> <p>【自然環境の保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○豊かな森林の保全と継承 <ul style="list-style-type: none"> ・地域材利用の推進 <p>【ふれあい空間の創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園や緑地の整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の整備 ・緑化の推進 <p>○魅力ある景観の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちの美化の普及・啓発活動の推進 ・コンパクトシティの推進 <p>【快適な環境の保全と創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○花と緑のまちづくりの推進 <p>＜安全・安心な地域環境＞</p> <p>【良好なくらしの確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有害化学物質対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新築建築物や公共施設に対するシックハウス対策の推進 ・既存建築物に対するアスベスト対策の推進 <p>＜地球環境の保全＞</p> <p>【地球温暖化防止対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○省資源・省エネルギー対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における省エネルギー促進 ・地産地消の推進 <p>○新エネルギーの利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における太陽光発電や太陽熱を利用した自然エネルギーの活用 ・民間への太陽光発電等の普及・導入の支援 ・バイオマスエネルギーの利活用の検討 ・コーチェネレーションシステム（熱電併給システム）の検討 						

b. 恵庭市緑の基本計画（平成 25 年版）

計画期間	平成 26 年度～平成 32 年度
目的	本市における緑の確保、公園や緑地の整備に対応するため、長期的視点に立って将来確保すべき緑地の目標量を定め、緑地の配置計画を策定し、その実現の方針・施策を立案するものである。
基本目標	<p>＜将来像＞水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”</p> <p>＜基本方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑をまもろう ・緑をふやそう ・緑をそだてよう
住宅関連 施策	<p>＜4系統の緑地の配置計画＞</p> <p>【環境保全系統】</p> <p>○快適な生活環境を支える緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地内に残されている身近な緑を可能な限り保全 ・市街地における都市公園や都市緑地は、適正な配置のもとに整備を推進 <p>道路空間は、街路樹などの植栽により、快適で彩り豊かな緑化を推進</p> <p>【景観構成系統】</p> <p>○市街地の計画的緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地協定等により、統一性ある街並みを形成する緑化を推進 ・公共施設空間の緑化を推進 ・住宅地については、花壇や生け垣等により、緑豊かな住宅地景観形成の誘導を図る。 ・商業地については、歩行者の安全性と快適性を確保しながら、緑地やオープンスペースの確保、樹木や花による修景緑化に努める。 <p>＜施設緑地の整備目標及び推進方策＞</p> <p>○公共施設緑地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅敷地内の公園及び緑地等の空間を公共施設緑地として位置づけ <p>＜緑をまもろう＞</p> <p>【自然地の保全】</p> <p>○適正な土地利用による保全</p> <p>○市街地の緑の維持</p> <p>【農地の保全と交流】</p> <p>○農地の保全と田園景観の維持・形成</p> <p>○美しい農村景観づくり</p> <p>＜緑をふやそう＞</p> <p>【公園施設等の整備・維持】</p> <p>○緑地の拡充</p> <p>【公共公益施設の緑化】</p> <p>○公共公益施設の緑化</p> <p>【民有地の緑化】</p> <p>○住宅地の緑化推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地は、ガーデニングの普及や生け垣の奨励などを図る。 ・現在も良好な住環境を保っている地区や、今後住宅地として開発が見込まれる地区では、地区計画制度や建築協定制度等の締結を検討する。 ・土地の高度利用が行われる中高層住宅では、緑地空間の確保、接道部や駐車場周辺の緑化について協議するなど、緑化推進を図る。

(4) 福祉関連計画

a. 第3期 恵庭市地域福祉計画

計画期間	平成28~32年度
目的	市の福祉施策を地域福祉の観点から見直すとともに、住民同士の助け合いや支え合い、市民・地域・行政の協働を一層進めることで、地域福祉を総合的、計画的に推進するため、策定する。
基本目標	<p>＜基本理念＞人にも花にも まごころこめて みんなで育てるやさしいまち えにわ ＜基本目標＞・基本理念の共有化による地域福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における福祉サービスの適切な利用促進 ・地域における社会福祉事業の健全な発達促進 ・地域福祉に関する活動への市民参加の促進 ・これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進
住宅関連 施策	<p>＜地域における福祉サービスの適切な利用促進＞ 【福祉に関する相談体制の充実】 ○地域における福祉サービスの適切な利用促進 • 住居確保給付金 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して有期で家賃相当額を支給する事業</p> <p>＜地域福祉に関する活動への市民参加の促進＞ 【地域の力による福祉活動の推進】 ○地域福祉活動への支援 • 高齢者等一人暮らし世帯の方などへの除雪サービスを町内会へ委託するなど、地域の見守りや支え合いを推進</p> <p>○地域福祉のつながりの活用 • 地域の人々が気軽にふらっと立ち寄ることができ、偶然の出会いや世代間交流を図るための施策を展開しているが、今後もさらに新しいコミュニティづくりを推進</p> <p>＜これからもこのまちで暮らしていきたい施策の推進＞ 【魅力あるまちづくり】 ○花のまち 恵庭 【福祉でまちづくり】 ○バリアフリーのまちづくり • 公共施設・道路・公園等バリアフリー化を計画的に進める。</p>

b. 第6期 恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画

計画期間	平成 27~29 年度
目的	平成 37 年の介護需要などを推計し、中長期的な視点に立って恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間の施策の考え方及び目標を定める。
基本目標	<p>＜基本理念＞</p> <p>恵庭市に住む高齢者が、ともに支えあい安心して暮らせるよう、日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努め、明るく健やかな地域社会を実現します。</p> <p>＜基本目標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における介護体制の充実 ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・社会参加・生きがいづくりと地域ケア体制の推進 ・地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築
住宅関連 施策	<p>＜地域における介護体制の充実＞</p> <p>【介護保険サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○居宅サービス（居宅・特定施設）の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修 <p>＜新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進＞</p> <p>【生活支援サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○除雪サービス事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自分で除雪することが困難な高齢者世帯または身体障がい者世帯に対し、自宅玄関から公道までの概ね 1 メートル幅を除雪し生活路を確保するサービス ○緊急通報サービス事業の拡大・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・病弱なひとり暮らし高齢者等に対して緊急通報システムを設置 ・今後、対象者拡大の検討及びサービス内容の充実を図る。 ○在宅支援住宅改修費助成事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護認定に該当しない、または日常生活に何らかの支障がある高齢者が、居宅での安全な生活を支えるため、必要な住宅改修工事費用の一部を助成 <p>【地域生活を支える環境整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者向け住宅の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の見守りや健康相談体制の充実した支援付き高齢者住宅、住宅型有料老人ホーム等の供給を誘導するよう国や道の制度の周知及び情報提供等の取組みを推進 ○施設のバリアフリー化の推進 ○道路、歩道等の整備推進 ○公園、緑地の整備推進 ○水と緑と花のある地域環境整備の推進 <p>＜地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築＞</p> <p>【地域包括ケア体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の居住安定に係る施策との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保 ・これらの住まいにおける入居高齢者が安心して暮らすことができるよう、適切な指導監督に努める。

c. えにわっこ☆すこやかプラン
 (恵庭市子ども・子育て支援事業計画・恵庭市次世代育成支援行動計画)

計画期間	平成 27~31 年度
目的	子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義をふまえて、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画である。
基本目標	<p>＜基本理念＞ 「かかわり」・「つながり」・「ひろがり」を大切にする 子育てのまち えにわ</p> <p>＜基本目標＞・子どもの健やかな成長を応援するために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てをするすべての家庭を応援するために ・障がいや発達に心配のある子どもとその家庭を応援するために ・働きながら子どもを育てている人を応援するために ・子どもの学びと育ちを応援するために ・子どもが安全に育つ安心なまちであるために
住宅関連 施策	<p>＜子育てをするすべての家庭を応援するために＞</p> <p>【地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実】</p> <p>○子どもの居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況に応じた「子どもひろば」、「学童クラブ」、「子育て支援センター」の計画的な整備を進める。 <p>【ひとり親家庭への支援】</p> <p>○子育て・生活支援施設の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅入居の際の優遇措置 <p>＜子どもが安全に育つ安心なまちであるために＞</p> <p>【子どものための生活空間整備】</p> <p>○街区公園などの再整備の促進 ○子育てバリアフリーの推進</p> <p>【子どもなどの安全の確保】</p> <p>○防犯灯の整備促進</p>

d. えにわ障がい福祉プラン
 (第5期恵庭市障がい者福祉計画・第4期恵庭市障がい福祉計画)

計画期間	平成 27~29 年度
策定の位置づけ	障がい者の状況等を踏まえて策定する障がい者のための施策に関する基本的な計画と、障害福祉サービスをはじめ地域生活に必要なサービス見込量や提供体制に関する計画の2つの計画を一体化し、恵庭市総合計画の分野別個別計画として策定する。
基本目標	<p>＜基本理念＞市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現</p> <p>＜基本目標＞・安心な日々の暮らしを支援するまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理解し、ともに生きるまちづくり ・社会参加を支援するまちづくり ・住み良い環境を広げるまちづくり
住宅関連 施策	<p>＜住み良い環境を広げるまちづくり＞</p> <p>【生活環境】</p> <p>○住まい・移動・施設のバリアフリー化</p> <p>○公共公益施設・住宅のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの視点に立った公共公益施設の整備に努める。 ・一般住宅等においては、住宅改修制度の活用を促進